

パブリックコメント案件概要

案件名: 児童相談所設置に伴う児童福祉施設及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の設定(条例素案)について

1. 施策の概要

尼崎市では、児童虐待等の未然防止から措置等の緊急的対応、自立までの継続的な関わりを1つの自治体を実施することで、「子どもファーストな視点に立った予防から自立まで一貫した支援の実現」を目指し、令和8年4月1日、児童相談所の設置を予定しています。

児童相談所の設置により、兵庫県から児童福祉施設に係る権限が移譲されること及び児童を一時保護する施設(以下「一時保護施設」という。)を設置することから、それらの施設の設備及び運営の基準を定める必要があります。そこで、「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例」の改正及び「(仮称)尼崎市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定します。

※児童福祉施設(児童相談所の設置により権限が移譲されるもの)

児童養護施設、乳児院、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

令和元年10月に子どもの育ち支援センター「いくしあ」を設置し、日々の暮らしの中で課題や困難を抱えるこどもと子育て家庭に寄り添い、福祉・保健・教育が連携しながら、こどもの成長段階に応じた、切れ目のない総合的な支援を行ってきました。しかしながら、本市の児童虐待相談件数は年々増加傾向にあることを踏まえ、1つの自治体で児童相談所機能も担い、関係機関とも連携することで、より一貫した支援を実現することを目指し、児童相談所の設置準備を進めています。

児童福祉施設や一時保護施設では、児童相談所や関係機関と相互に連携を図りながら、支援を必要とするこどもとその家庭に対し、効果的な支援を実施していく必要があります。

また、児童福祉施設や一時保護施設に入所等しているこどもの安全・安心が守られるとともに、こどもの権利が十分に尊重され、保障される必要があります。

3. 目指す姿・対応策など

児童福祉施設や一時保護施設の基準の設定においては、国が定める基準を前提に条例の改正及び制定の検討を進め、こどもやその家庭に対して適切な支援を実施できるような基準とし、安定的な運営を図ることを目指していきます。

4. 施策の対象範囲・期間など

対象: 児童相談所設置に伴い兵庫県から権限移譲される児童福祉施設・一時保護施設(本市内に所在又は本市が設置するものに限る)

期間: 令和8年4月から

5. 市民意向調査の概要

市のホームページにおいて令和7年5月21日から令和7年6月10日まで意見募集を行った(提出方法はEメール、郵送、ファクス、持参とした)結果、1件の意見が寄せられた。

また、尼崎市子ども・子育て審議会の委員(学識経験者)に対し施策の概要を説明し、意見聴取や意見交換を行った。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

- 児童福祉施設及び一時保護施設における適正な設備及び運営の基準(設備、人員配置、非常災害対策、安全計画の策定、職員の知識及び技能の向上、虐待等の禁止、衛生管理等、事故対応等について)
- 一時保護施設における学習支援(通学支援)について

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

基本的には国基準としつつ、本市の既存の基準や他の自治体が独自に定める基準を参考に、本市の基準について検討を行った。

7. 今後のスケジュール

パブリックコメント募集期間 令和7年7月25日から令和7年8月14日まで(20日間)

パブリックコメント結果公表 令和7年9月

条例改正 令和7年9月以降

8. 添付資料

市民意見聴取に係る施策の概要(様式1)、政策形成プロセス計画書(様式2)

児童相談所設置に伴う児童福祉施設及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の設定について(条例素案)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

一時保護施設の設備及び運営に関する基準

9. お問い合わせ先

こども青少年局 子ども育ち支援センター 児童相談所設置準備担当

〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺2丁目18番6号

電話番号(TEL) 06-6423-7008、ファクス(FAX) 06-6409-4297

メールアドレス(Eメール) ama-jiso-setchijumbi@city.amagasaki.hyogo.jp